

商工建設常任委員会会議録

令和元年5月27日

場 所 第5委員会室

令和元年 5 月 27 日 (月曜日)

午前10時 1 分開会

会議に付託された議案等

- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・平成30年度の企業立地の状況について
 - ・平成30年度県外からのスポーツキャンプ・合宿の受入実績について
 - ・公共工事の円滑な発注及び施工体制の確保について
 - ・建設工事等の最低制限価格及び低入札価格調査基準の改定について

商工観光労働部次長	横山浩文
企業立地推進局長	日高幹夫
観光経済交流局長	酒匂重久
商工政策課長	内野浩一朗
経営金融支援室長	長倉佐知子
企業振興課長	矢野雅博
食品・メディカル産業推進室長	山下栄次
雇用労働政策課長	川端輝治
企業立地課長	山下弘
観光推進課長	大衛正直
スポーツランド推進室長	飯塚実
オールみやぎ営業課長	高山智弘
工業技術センター所長	弓削博嗣
食品開発センター所長	柚木崎千鶴子
県立産業技術専門校長	金子洋士

出席委員 (8 人)

委員 長	日高博之
副委員 長	坂本康郎
委員	中野一則
委員	外山衛
委員	山下博三
委員	窪菌辰也
委員	田口雄二
委員	前屋敷恵美

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局 長	阪本典弘
調整審査課長	米澤淳

商工観光労働部

商工観光労働部長	井手義哉
----------	------

県土整備部

県土整備部長	瀬戸長秀美
県土整備部次長 (総括)	重黒木清
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	蓑方公
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	明利浩久
高速道対策局長	中尾吉宏
管理課長	斎藤孝二
用地対策課長	鎌田紀美朗
技術企画課長	石井剛
工事検査課長	川野福一
道路建設課長	矢野康二
道路保全課長	森英彦
河川課長	高橋健一郎
ダム対策監	井野隆博
砂防課長	原口耕治
港湾課長	江藤彰泰

空港・ポート セールス対策監	否 笠 友 紀
都市計画課長	甲 斐 隆 彦
美しい宮崎づくり推進課長	平 部 隆 典
建築住宅課長	志 賀 孝 守
営繕課長	後 藤 和 生
設備室長	日 高 誠
高速道対策局次長	多 田 昌 志

事務局職員出席者

議事課長補佐	鬼 川 真 治
議事課主任主事	石 山 敬 祐

○日高委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります、現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてであります、執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることにしたいと考えております。今申し上げた要領で執行部の入れかえを行うことに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いた

します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時2分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が、商工建設常任委員会委員に選任されたところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました、日向市選出の日高でございます。一言御挨拶を申し上げます。

いつも労働委員会の皆様には公平かつ厳正な労働の安定ということで、また、働き改革等いろいろと叫ばれている昨今にあって、中立、本当にこれが担保できるかが非常に重要な課題になっております。今後とも、この宮崎県政の労働の部分につきまして、よろしくお願い申し上げます。

また、私は2期目、そして坂本副委員長と窪菌委員は1期目、あとは皆さんはもう言ってみればプロでございますので、隅から隅まで熟知されていますが、しっかりと私ども勉強していきたいと思っておりますので、どうぞ御指導よろしく願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介をいたします。

まず、私の隣が宮崎市選出の坂本副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、えびの市選出の中野委員でございます。

小林市西諸県郡選出の窪菌委員でございます。都城市選出の山下委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、日南市選出の外山委員でございます。

延岡市選出の田口委員でございます。
宮崎市選出の前屋敷委員でございます。
次に、書記の紹介をいたします。
正書記の石山主任主事でございます。
副書記の鬼川課長補佐でございます。

次に、事務局長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○阪本労働委員会事務局長 おはようございます。労働委員会事務局長の阪本でございます。常任委員会の委員の皆様には日ごろより大変御理解と御協力、御指導をいただいております、この場をかりまして、厚くお礼を申し上げます。

私ども労働委員会といたしましては、先ほど委員長のお挨拶にもございましたとおり、公平・公正な労働に関する専門機関といたしまして、今後ともその役割、機能をしっかりと果たしていけるよう頑張っていきたいと考えております。

引き続き、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、幹部職員の紹介をさせていただきます。

お手元の常任委員会資料をお開きいただきまして、1ページをごらんください。

調整審査課長の米澤淳でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、労働委員会の業務の概要について御説明いたします。

2ページでございます。

まず、私ども労働委員会の構成といたしまして、労働委員会でございますので、委員の方がおられます。ここに書いてありますとおり、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者による構成となっております、各5名ずつ、合計15名の委員がおられます。

それぞれのお名前と現職等につきましては、下の表のとおりでございます。公益につきましては弁護士の先生ですとか、社会保険労務士の方々、それから労働者委員につきましては労働組合、いろいろございますけれども、各労働組合連合会の推薦に基づいて選任しております。それから使用者委員につきましても、各経営者協会等の団体等からの推薦に基づいて指名しているところでございます。

次に3ページをお開きください。

業務の概要でございます。

主な業務といたしまして、私ども労働委員会はいった労働組合法等の労働関係の法律等に基づきまして、ここに書いています不当労働行為、要するに使用者が労働者に対しての不当な行為、こういった不当労働行為、それから労使間の紛争がございます。そういったものを解決するためのあつせんそれから労働相談を受ける業務を行っております。

まず1つ目の不当労働行為の審査でございます。

労働組合法第7条に規定しておりますけれども、使用者は労働者に対して不当労働行為をしてはならないという禁止規定がございます。その不当労働行為の内容としましては、不利益取扱——例えば組合に入っていることを理由とした解雇等の不利益な取り扱いですね。それから団体交渉を拒否すること、それから組合に対しての支配介入を行う、こういった不当労働行為に関しての救済申し立てが行われますと、審査を行いまして、その審査内容に基づいて救済命令等を発することになります。

それから、労使紛争解決のあつせん等ということで、労使間の紛争がございます。一つは集団的労使紛争といたしまして、これはいわゆる組

合と経営者との間の紛争がございますが、そういったことの解決のためのあっせん等を行います。

それから個別的労使紛争、実はこれが今一番メインとなっておりますけれども、個人の労働者と使用者との間に生じたもろもろの紛争等につきまして、あっせんを行うものでございます。

最後に、労働相談がございます。これにつきましては、いろんな労働者、もちろん使用者からもこういった労働条件等に関していろんな相談がございます。それらに対して必要な情報の提供ですとか、助言を行っているところでございます。

これらの事件数等につきましては、この表に書いてありますとおりでございます。やはり一番多いのは労働相談でございます。特に数年前までは100件、もしくは200件以内でずっと推移しておりましたが、この2年間でかなり労働相談の件数がふえております。私ども労働委員会のいろんな周知、啓発もあろうかと思えます。また、一方でいろんな労働に関する働き方改革等もありまして、やはり意識が高まっていることもあるのではないかと考えております。

それから右から2番目の個別の労使紛争のあっせん事件も過去は年間で大体2件から4件程度でしたけれども、これも一昨年から急にふえてきておりまして、2桁に達しているところでございまして、今年度もまだ5月ですけれども、既に2件のあっせんを受理しているところでございます。

なお、労働相談につきましても、4月だけで42件の労働相談を受けておりますので、恐らくこのままいけば昨年並み、もしくは昨年以上の件数になるのではないかと考えております。

最後に、4ページ、3の事務局でございます。私ども労働委員会事務局は、1課1担当の体制でございまして、9名で業務を担当しているところでございます。

なお、お手元にパンフレットを1枚お配りしております。この内容につきましては、この後、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

私の説明は以上でございます。

○米澤調整審査課長 お手元の表裏刷りのチラシをごらんください。

まず、表から簡単に説明させていただきます。

「令和元年6月働くあんしんをサポート！」ということで、労働相談の日を6月9日の日曜日の9時から17時に受け付けることにしております。

星印が3つほどございますが、相談方法としましては、その下に働くあんしんサポートダイヤルというのがございまして、これに架電される電話について相談をお受けする電話相談、あと面談、ファクス等で対応したいと考えております。

対象者は、県内の事業所などに勤務する労働者及び使用者で、広く受け付けております。

場所は、県庁3号館の6階で、面談される方はこちらにおいでいただくことにしております。

裏面をごらんください。

労働相談に関しましては、赤い文字で書いてございますけれども、パワハラ、賃金未払い、解雇などの幅広い相談を秘密厳守、無料でお受けすることにしております。

ちなみに、6月9日は今年度労働相談の日ということで受け付けますが、これ以外にも10月と2月に労働相談会ということで、おのおの1週間の期間を設けまして、相談をお受けしてお

ります。

その下に表と円グラフがございますけれども、簡単に御説明いたします。

近年の労働相談件数ということで、平成23年から30年までの数字をお示ししております。先ほど局長が申しあげましたように、23年から28年にかけては、100件台で推移していたんですが、29年が270件、30年が517件で大幅に増加いたしております。

その下の円グラフでございますけれども、平成30年の労働相談受け付け状況をお示ししております。

まず、左の業種別相談割合という円グラフをごらんいただきたいのですが、一番多いのが医療、福祉で30%、その次に製造業、卸小売業で、これで約半分を占める状況になっております。

右のほうですが、相談内容別相談割合と書いてございます。真ん中の円をごらんいただきますと、右上からになりますけれども、経営・人事、賃金、労働条件、人間関係というような形で相談が寄せられているところです。特に、労働条件等についてと人間関係についての相談が多く寄せられております。

外側の円になりますけれども、特に、人間関係におきましては、パワハラ・嫌がらせが19.3%という数字であります。

それと経営・人事につきましては、11%程度が退職になっております。

今後も、こういう労働相談あるいは労働相談会を通じて、県民の皆様の労働相談に広くお答えしたいと考えております。

説明は以上です。

○日高委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○中野委員 委員会資料の3ページの労働相談

の件数と今チラシで説明された相談件数は、少し差がありますよね。教えてください。

○米澤調整審査課長 委員会資料の3ページは、年度ということで511件になっておりまして、チラシのほうは暦年ということで517件になっております。

○中野委員 何でばらばらに。どっちかに統一すればいいのに。報告する国の統計上の問題があるんですか。そうであれば、統計上に従った報告をして、整合性を持たせてもらおうと、変な質問をしないと思うんですがね。

○米澤調整審査課長 委員がおっしゃるように、報告の関係で暦年の数字を別に設けさせていただいております。

○阪本労働委員会事務局長 今課長が申しあげたとおりなんですけど、私も4月に来て不思議だなと思ったんですけども、国の中央労働委員会がございまして、ここが暦年で全ての資料を統一しております。ただ、やはり年度で業務をやるので、我々が委員会に御報告するのは、年度での報告ということで、済みません、こちらのほうはわざわざ手間をかけて年度に区切って、常任委員会では説明させていただいているところでございます。

○中野委員 先ほど事務局長が、もう既に本年度の4月は何件ありましたとか言われたから、途中でもいいから、31年度はもう既に何日現在何件で書かれたほうがいいんじゃないの、暦年に合わせてですよ。もう、令和になりますけれども、令和元年度5月30日現在は既に50件なら50件ありますよと書かれたほうが。近年ふえたことを印象づけて説明されたから、かえってそのほうがわかりやすいと思いましたがね。

○阪本労働委員会事務局長 数字につきましては、今後またしっかりと検討させていただきた

と思います。(「お願いします」と呼ぶ者あり)

○窪菌委員 今回のチラシの関連ですが、近年の労働相談件数が、29年は270件、30年は517件ですけれども、倍近くふえています。これの主な原因はつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○米澤調整審査課長 労働相談件数が増加していることにつきまして、事務局の分析といたしましては、昨今の労働市場において人手不足感が拡大しておりまして、やめたくてもやめさせてくれないというような相談件数が結構ふえております。この相談件数が実際ふえていることと、先ほどありましたが、働き方改革についての議論が平成28年度から本格化しているということで、国民だけでなく、県民の方の意識も高まっていることが2点目です。

あと、私ども以前から広報関係に力を入れておりまして、この効果が徐々に出てきているのかなと分析いたしております。

○窪菌委員 ありがとうございます。

○前屋敷委員 労働相談が非常にふえているし、直接労働委員会がかかわるということになっているんですけれど、労働委員会としてはどの程度までかかわって、問題の解決に当たられるものなのか。数も多いとなると、9名の人数ではとても足りないんじゃないかと思っているんですけれども、その辺のところをちょっと教えてください。

○米澤調整審査課長 委員がおっしゃるように、私どもは非常に少数の9名という体制で対応しております。実動といたしましては、担当が5名で対応していることになるわけですが、相談の内容としまして、労働基準法とか労働安全衛生法とか労働者災害保険法とか関連の相談も中にはございます。それについては、私どもが持ち合わせている知識で相談をお受けしまして、

具体的に労働基準法関係については、指導・監督の権限は労働基準監督署にありますので、そちらを紹介することにしております。労働委員会のあっせん制度がございますけれども、それを利用したいということであれば、さらにお話の内容をよくお聞きして、あっせんできるものであれば私どものあっせん制度を御利用いただくことで対応いたしております。

○前屋敷委員 直接労働委員会で解決する問題もあれば、仲介して弁護士さんにつないだりとか、そういう形で問題を解決する部分もかなりあるわけですね。

○米澤調整審査課長 今委員がおっしゃったように、私どもがお受けした問題、相談について全て解決できるということでもございませんので、まことに残念なんですけど、関係機関を紹介して、そちらの御利用はいかがですかという形で案内するものもかなりございます。労働相談が最近飛躍的にふえた関係もありまして、私どもがお受けしている個別労使紛争のあっせんも徐々にふえてきている状況でございます。

○前屋敷委員 相談する窓口を県民の皆さんがしっかり認識されて、まずは相談に行くことができるということでも、大変役割を果たしているんじゃないかなと思っているところです。よろしくをお願いします。

○中野委員 件数で書いてあるんですが、一人の人がきのうもきょうも来れば2件になるんですか。

○米澤調整審査課長 *件数で換算しておりますので、お一人の方がきょう相談なさって、またあした、あさって相談されると一応それを件数でカウントさせていただいております。

○中野委員 人数では把握はされていないの。

※次ページに訂正発言あり

○米澤調整審査課長 訂正させていただきます。
お一人の方の相談は1件でカウントしているところでございます。

○山下委員 我々にもいろんな労働の相談が来るんですよ。そういう人たちが、いわゆるブラックリスト、もう同じところで同じような問題を起こして、労働基準監督署に相談していくような事案があると思うんですが、今売り手市場ですから、皆さんが忙しくなる中で、個人のわがままが通る、ある程度そういう状況もあるのかなと思うんですけれども、そこはやっぱり適宜指導する体制が必要かなと思うんですよね。一方的に経営者が悪いというだけではなくて、そこに大きな問題もあるだろうと思うんですが、中立公正な皆さんの指導のあり方を、今世の中の流れが非常におかしくなっていますから、ぜひ、もうこれは要望です。よろしく願いいたします。

○日高委員長 要望ですね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時27分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が、商工建設常任委員会委員に選任されたところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました、日向市選出の日高でございます。一言御挨拶を申し上げます。

日ごろより商工観光労働部の皆様方には大変お世話になっております。

商工観光労働部といいますと、一言で言えば、宮崎県の強みでございますスポーツと食を全国に発信していく、いわゆる花形的な存在であると思っております。そのためには、やはり観光分野、いろんな産業も含めて、また企業立地、スポーツ分野まで広い範囲がありまして、部局を横断するような本当に複雑な事案等も相当あると感じております。井手部長を中心に若手職員も含めて知恵をどんどん出していただいて、宮崎県ならではの観光を進めていく、行政を進めていくことが大変重要になってくると思います。若手のいろんな意見、もし上司に伝えられなかったらぜひ私に直接言っていただければ、私は夜のおつき合いは得意なほうですので、ぜひ遠慮せずに言ってきていただければなと思います。

令和元年はチャレンジの年であります。もうここは勝負の年でございますので、ぜひ私ども委員会も、皆さん方と車の両輪で一体となるところは一体となって、しっかりと役割を果たしていきたいと思っております。委員の皆様を見ましても、もう本当に、この商工観光行政の隅から隅まで熟知されている先輩方が幸いいらっしゃいますので、私は初めての委員長、また坂本副委員長と窪菌委員は1期生でございますが、しっかりと勉強させてもらいたいと思っておりますし、また委員会の運営をしっかりと担ってまいりたいと思っております。今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が宮崎市選出の坂本副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、えびの市選出の

中野委員でございます。

小林市西諸県郡選出の窪菌委員でございます。

都城市選出の山下委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、日南市選出の外山委員でございます。

延岡市選出の田口委員でございます。

宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の石山主任主事でございます。

副書記の鬼川課長補佐でございます。

次に、商工観光労働部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○井手商工観光労働部長 おはようございます。

商工観光労働部長の井手でございます。

まず、最初におわびを申し上げなければなりません。

5月22日、県立産業技術専門校の非常勤職員が県迷惑防止条例違反により逮捕される事案が発生いたしました。職員の服務規律の遵守につきましては、これまでも繰り返し指導を行ってきたところでございますけれども、県議会を初め、県民の皆様方の信頼を大きく裏切ることになりましたことを心から深くおわび申し上げます。まことに申しわけございません。

さて、時代は令和へと移りましたけれども、これまで御案内のとおり、本県は本格的な人口減少・高齢化時代を迎え、将来にわたって活力を維持し、安心して暮らせる社会を実現するために、しっかりと産業振興を図り、良質な雇用な場を確保することが何より必要であります。そのため、商工観光労働部では、産業人材の育成・確保、グローバル化への対応、拡大するインバウンド需要の取り込みなど、時代の変化に伴い顕在化するさまざまな課題に適切に対応を

図りながら、今委員長が申されたとおり、若手職員の意見もどしどし取り込みながら、経済・産業の振興に職員一丸となって取り組んでまいり所存であります。日高委員長を初め、委員の皆様方の御指導、御助言をよろしくお願い申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

まず幹部職員の紹介をいたします。

お手元の委員会資料1ページに幹部職員名簿がございます。あわせてごらんいただければと思います。

まず、次長の横山浩文でございます。

企業立地推進局長の日高幹夫でございます。

観光経済交流局長の酒匂重久でございます。

商工政策課長の内野浩一朗でございます。

経営金融支援室長の長倉佐知子でございます。

企業振興課長の矢野雅博でございます。

食品・メディカル産業推進室長の山下栄次でございます。

雇用労働政策課長の川端輝治でございます。

企業立地課長の山下弘でございます。

観光推進課長の大衛正直でございます。

スポーツランド推進室長の飯塚実でございます。

オールみやざき営業課長の高山智弘でございます。

工業技術センター所長の弓削博嗣でございます。

食品開発センター所長の柚木崎千鶴子でございます。

県立産業技術専門校長の金子洋士でございます。

続きまして、部の執行体制についてでございます。

2ページをお開きください。

本庁は、2局6課3室、出先機関が4機関の体制となっております。

引き続き、資料の3ページをごらんください。

令和元年度商工観光労働部当初予算の各課ごとの内訳であります。

一般会計と特別会計を合わせました全体の予算額は、表の一番下の欄の、左から2番目でございますが、421億125万7,000円となり、対前年度比では85.6%、70億6,698万3,000円の減となっております。

前年度からの主な変動要因といたしましては、平成30年度当初予算の増加要因となっております臨時的経費の減などがございます。中でも大きいものとして、立地企業が地域総合整備財団の地域総合整備資金貸付事業、いわゆるふるさと融資を活用するための先端産業高度化支援事業30億円、また、平成30年度に設置いたしました観光みやざき未来創造基金の20億円などがございます。

次に4ページをごらんください。

令和元年度の当初予算編成に当たり、本県が抱える課題に対応するため、4つの視点で施策を推進することとしておりますが、それに基づきまして、商工観光労働部が重点的に取り組む事業について整理したものでございます。

まず、1、未来を担う人財の育成・確保では、人口減少が急速に進み、県内産業を担う人材が不足する中、高校生を初めとする若年者の県内定着やU I J ターンの就職促進等を図るため、県内外の若年求職者に対するきめ細かな就職支援や県内企業の情報発信を図るとともに、働きやすい職場づくりの推進や本県への移住を希望する方と県内企業を結ぶサイトである、ふるさと宮崎人材バンクのさらなる充実などに取り組んでまいります。

次に、2、関係人口の創出と観光・交流の拡大では、交流人口の拡大を促進するため、市町村と連携し、地域の特色を生かしながら魅力ある持続可能な観光地域づくりに取り組んでまいります。

また、ゴールドenspportsイヤーズを契機としてインバウンド需要を取り込むため、東京オリパラ等の事前合宿誘致や代表チーム等の受け入れ、大規模なスポーツ大会等の誘致や開催支援等により、スポーツランドみやざきのブランド力向上を図るとともに、訪日する外国人観光客をターゲットに本県の認知度向上に取り組んでまいります。

5ページに入りますけれども、4、更なる発展に向けた力強い産業づくりと交流・物流基盤の充実では、本県経済のさらなる活性化や良質な雇用の確保を図るため、外貨を稼ぎ、地域経済を牽引する中核企業の育成や、本県の強みでありますフードビジネス、また医療機器関連産業等の成長産業の振興に取り組むとともに、海外需要を取り込むため、海外事務所の活用、ジェトロ等の関係機関等との連携を積極的に図りながら、県内企業の海外展開を支援してまいります。

委員会資料の7ページから後ろのほうに、今申し上げた事業のうち主な新規・改善事業について掲載させていただいております。後ほどごらんいただければと思います。

表紙に戻っていただきまして、表紙下の目次を改めてごらんいただきたいと思いますが、一番下のその他報告事項でございます。

本日は、平成30年度の企業立地の状況について及び平成30年度県外からのスポーツキャンプ・合宿の受入実績についての2件を御説明させていただきます。

詳細につきましては、担当課長・室長からそれぞれ御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○山下企業立地課長 常任委員会資料の42ページをお開きください。

企業立地課からは、平成30年度の企業立地の状況について御報告させていただきます。

まず、1、企業立地の目標と実績についてであります。

表にありますように、企業立地につきましては、県総合計画アクションプランにおいて、平成27年度から30年度までの4年間で企業立地件数150件、このうち県外新規50件、最終雇用予定者数6,000人を目標として掲げてきたところであります。

これに対しまして、実績の欄にありますとおり、4年間の目標期間における企業立地件数が184件、うち県外新規が82件、最終雇用予定者数が7,160人となっております、目標に対する達成率はそれぞれ123%、164%、119%となっております。

次に、2の業種ごとの立地件数・雇用者数の推移について、過去5年度分を記載しております。

表の右下にありますとおり、平成30年度の立地件数は42件、このうち県外の新規案件が19件であります。

続いて、3、平成30年度の企業立地の主な特徴であります。

まず、(1)の製造業につきまして、①に記載のとおり、立地件数は19件で、全体の45%と前年度並みの実績となっております。

このうちフードビジネス関連は9件と、引き続き堅調な立地が進んでおります。

また、3にありますとおり、自動車関連産業の立地が、過去5年間で最も多い4件となり、中でも高い技術力で定評のある松尾製作所が都城市に進出し、32億円の投資と275名の新規雇用が予定されるなど、今後の波及効果が期待されるところであります。

さらに、④にありますように、宮崎フリーウェイ工業団地の最大の区画に株式会社高嶺木材が進出し、工業団地の利用率が65%となったところであります。

続いて、(2)の情報サービス産業であります、①にありますように、立地件数は21件で全体の50%と最も多い業種となっており、特に県外からの新規立地では、全体19件中、情報サービス産業が14件と74%を占めております。

また、②にありますとおり、昨年度の立地地域は、宮崎市が16件とその大部分を占めております。

さらに、③にありますとおり、立地企業の事業内容に広がりが見られ、コールセンターを初めとして、システム・ソフトウェア開発、アプリのセキュリティ診断などのインターネット付随サービス、漫画の電子配信代行など多岐にわたっております。

なお、昨年度の立地企業の一覧表は、次の43ページとその裏面の44ページに添付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

今後とも、企業立地の推進によりまして、魅力ある多様な雇用の場を創出し、宮崎で働きたいという若者やU I J ターン希望者の県内就職の促進につなげられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○飯塚スポーツランド推進室長 平成30年度県外からのスポーツキャンプ・合宿の受入実績に

ついて御報告いたします。

資料の45ページをごらんください。

スポーツキャンプ・合宿の受け入れ実績につきましては、市町村や宿泊施設などから、団体ごとの参加人数や滞在期間等を御報告いただき、それらをもとに集計・分析した結果を毎年公表しているところであります。

まず、平成30年度一年間の状況であります。プロ野球、Jリーグなどのプロ、社会人・学生などのアマチュアを合わせまして、1,335団体、参加人数3万2,472人、延べ参加人数19万3,610人でした。

学生合宿の増加により、団体数、参加人数が増加し、延べ参加人数は微減となったものの、過去3番目の人数となっております。

次のページをお開きください。

春季キャンプ・合宿、平成31年1月から3月の状況について御説明します。

このデータは、前ページの平成30年度実績の内数となります。

団体数は436団体、参加人数は1万1,744人、延べ参加人数9万8,850人でした。

主なポイントとしましては、学生の合宿が19団体減、延べ参加人数が4,622人減となった影響が大きく、団体数、参加人数、延べ参加人数ともに前年度を下回りました。

減少した要因としましては、前年に開催された日ASEAN青少年スポーツ交流がことしはなかったことや大学の野球合宿の減少などです。

また、観客数につきましては、福岡ソフトバンクホークスと埼玉西武ライオンズの歓迎パレードや球春みやぎきベースボールの試合数が2試合増加したことなどにより、過去3番目の観客数になりました。

続きまして、経済効果等についてであります。

キャンプの参加者や観客の方々がもたらした経済効果は、131億6,400万円で、過去2番目でありました。

PR効果につきましては、宮崎キャンプの様子が全国ネットのテレビや新聞で紹介された状況をCM・広告料金に換算したもので、67億9,900万円となりました。

前年は、平昌冬季オリンピックの影響で、メディアの露出が大幅に減少しておりましたが、ことしは前年比10億9,900万円の増となりました。

次のページには、参考といたしまして、1、31年春季プロスポーツキャンプの状況、次のページには、参考2、スポーツキャンプ・合宿の受け入れ実績の推移を記載しております。後ほどごらんください。

30年度の実績を見ますと、キャンプ・合宿の団体数、参加人数等については、本県の強みであった春季が減少しておりますので、危機感を持って取り組んでいかなければならないと考えております。しかしながら、1年間で見ますと、受け入れ市町村数は過去最高の25市町村になり、競技種目数もふえ、通年化は学生を中心に進んでいるものと考えております。

今後は、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿受け入れが続きますので、しっかりと対応してまいります。

報告は以上であります。

○日高委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はありますか。

○田口委員 スポーツキャンプの件で、先ほどちょっと具体的な説明はなかったんですが、学生の合宿が19団体減って、延べ参加人数が4,622

の減。これは学生の合宿が幾ら来ていたのが19減ったのか。そして要因を教えてください。

○飯塚スポーツランド推進室長 まず要因についてでございますが、一つは大学の野球の合宿が事前にキャンセルされて、それをリカバリーできなかったのが大きく、それで大体2,387人の影響がございました。

あとは先ほど申しましたASEANのサッカーの分が、去年2,240人来ていたものが減ったということでございます。

学生全体でいきますと4,622人の減になっております。

ただ、春季キャンプの学生は減ったんですが、年間で見ますと増加している状況でございます。学生の数につきましては、後で御報告します。

学生の、まずチーム数につきましては、春ですけれども、30年が303チーム、それがことしは284チームで、19団体の減です。

参加人数は昨年が9,195名で、ことしが8,238人で957名の減になっております。

延べ参加者数が、30年が5万4,996名、ことしが5万374名で、4,622名の減になっております。

○田口委員 もう一遍確認します。先ほど大学がキャンセルをされて、延べ人数だと思うんですが、それで2,387名分が減ったと。その大学がキャンセルになった要因は何ででしょうか。

○飯塚スポーツランド推進室長 まずは、去年来ていたチームが、来ると思っていたのが来なかったのが1件あります。あとは直前にキャンセルになってしまっただけではなくて、その分社会人野球に振り分けられたとかで、完全にその分が丸々減になったわけではございません。

○田口委員 ですから、なぜキャンセルになっ

たんでしょうか。何か不満があったのか。

○飯塚スポーツランド推進室長 先ほど申しました大学につきましては、特に不満があるというわけではなくて、ほかの県を利用することで聞いております。本県に落ち度があって選ばれなかったということは聞いておりません。

○田口委員 落ち度はなかったけれどほかの県に行ったというのは、それがなぜなのかはやっぱり調べておかないと、ただ単に落ち度がなかったけれどほかの県にとられましたでは、それはまたちょっと心配な要因もあるので、そこところは今はわかっていないんでしょうけれども、しっかりと分析をしておいていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○山下委員 このスポーツキャンプですね。スポーツランドみやざきとしてやってきて、僕は鹿児島との県境にいますから、宮崎が鹿児島と比較してかなり大きな力になっていると思うんですが、日向とか日南とかあると思うんですけれども、結局まだキャパは宮崎市が中心だと思う。スポーツランドという視点では、宮崎県は26市町村ありますから、各市町村での受け入れがどれぐらいできるのか。そこら辺のデータがちょっと欲しいなと思うことと、受け入れられるキャパとして、余力がどれぐらいまだ宮崎県にあるのか。その辺のデータもちょっと欲しいなという思うんですが、そこら辺が出来ますか。

○飯塚スポーツランド推進室長 済みません、どの市町村がどの程度あと余裕があるかは、ちょっとこの場ではお示しできないんですが、ただ、今年度は受け入れ市町村数も25市町村と前年比で3つほどふえまして、あとは通年化が図られております。これまでスポーツランドみやざきといたら春が強くて、野球、サッカー、

陸上が一番強みだったんですが、最近はパラリンピック種目とか多種目になってきまして、シーズンも春だけではなくて分散化されております。春は減りましたが、逆に通年ではふえている部分もございますので、その辺は市町村と連携して、どういったチームが受け入れられるのか、相談しながら一緒に誘致していきたいと思います。

○山下委員 26市町村の中にやっぱり魅力ある地域があるんですよね。夏でも涼しいところもあるし。だから、どういう受け入れ体制が整備されていくのか、その辺もうちちょっと前向きにいろいろ市町村でも検討していただいて。人口減少時代ですから、やっぱり活力源を持っていかないといけないと思うんですけれどね。ぜひ、よろしくお願いします。

○飯塚スポーツランド推進室長 わかりました。

○外山委員 今の関連ですけれども、結局、いろんなキャンプが減っている。これは大体野球でもサッカーでも当たり前なんですけど、ほとんど時期がダブりますよね。だから全国へ分散するだけけれども。宮崎県の現状として、宿泊施設であるとか競技場、練習場含めて、もうほぼ限界に近づいているんじゃないのかな。まだ受け入れる余裕はあるんですか。その辺はどうなんでしょうね。

○飯塚スポーツランド推進室長 例えば町村でも相撲とかそういう規模に応じた合宿、それと廃校を合宿所にして、誘致に取り組み始めた市町村もございます。そういったところで、大きいものだけではなく、小規模な団体も受け入れられるキャパは、まだ開拓の余地があると考えております。

○外山委員 もう1点だけ。結局、民間でやるには、キャンプ中だけはいいいんだけれども、例

えば2月とか11月以外の月が営業上厳しい現状があるので、民間がキャンプのためだけに施設に投資というのはなかなか難しい。廃校とかいろいろあるんでしょうけれども、問題は、日南市を例にとれば、非常に環境もよくて、施設もあるだけけれども、宿泊が足りないという現状があるんですよね。だからといって、民間とかが宿泊所に投資するだけの、キャンプ中以外の収入の見通しがない現状があるんですよね。その辺が悩ましいですよ。だからスポーツランドみやざきといいながらも、通年でいろんなものを賄えるほどの体制にはまだなっていないんですよね。その辺が非常に難しい、悩ましいところでもありますけれども、いろんな意味でキャンプがふえていることは事実ですから、キャンプがふえれば観光にもつながるのでいいと思いますけれども、引き続き頑張ってもらいたいと思います。

○井手商工観光労働部長 スポーツランドみやざきということで取り組んできて、その一番の大きな成果はやっぱりプロのキャンプということだろうと思います。これはジャイアンツの古いキャンプの歴史をてこにプロ野球、そして今はサッカー、Jリーグという形で進んできています。どうしても1月、2月が本県のキャンプとしては最盛期に当たるような形になっているのも事実でございまして、このスポーツランドみやざきの最大の課題は、通年化。そして全県化、宮崎市内だけではなくて県内全域に波及させること。そして他種目化、そのためには野球、サッカーだけではなくてさまざまなスポーツを対象に合宿、キャンプの誘致を図るということに取り組んできたところでもあります。

おっしゃるとおり、2月はほぼキャパがいっぱいだというお話はございます。これはあくま

でプロで、それなりの宿泊施設を持って、それなりの競技場があるという前提では、キャパがいっぱいということになります。これが学生でありましたり、社会人でありましたり、そして高校生までも含めた児童生徒の合宿までひっくるめていきますと、まだまだキャパはあると思っておりますし、通年化を図れば、もちろん今外山委員がおっしゃったとおり、夏場の落ち込みに——夏場と申しますか、5月の末から6月、7月の梅雨時ですね、この辺の落ち込みにどう対応するかも含めて課題として認識しております。今申し上げましたように、プロのみならずほかの団体への誘致を図ることで、できるだけ広く県内全域にスポーツランドみやぎのいい効果が及ぶように努力をしてみたいと考えております。

○中野委員 企業誘致の状況についてですが、大変な御努力で感謝申し上げたいと思っておりますけれども、このうち30年度は情報サービスがちょうど50%で、その内容がコールセンターなどという説明ですけれども、このコールセンターは近年毎年続けて誘致されているんですが、こういう類いものがどんどん誘致されて、こんなにこういう仕事があるんですかね。要は電話での問い合わせに対応したりする仕事でしょう。毎回、かなりの件数、特に宮崎市内、日南等が多いですよ。予定どおりずっと来ているものですか。

○山下企業立地課長 コールセンターでございますけれども、コールセンターの形態も、いろいろな区分の仕方があると思うんですが、まず一つには、コールセンター業をやっている企業、例えばカメラのメーカーがあったとしてそのカメラの取り扱いの方法とか苦情とか、そういった問い合わせを、外のいわゆるコールセンター

を業としてやっているような企業に委託してそこが受けると。その企業はいろいろな企業のそういった電話の受付業務を受け付けてやるようなコールセンターの専門業者と申しますか、そういう形態もあれば、例えばカメラの会社であれば、カメラの会社の一部門としてそういったお客様対応窓口のようなものをつくっている。例えば最近だと、保険とかですね。こういった企業の内製部門と申しますか、企業活動の一部としてコールセンターをやっているケースと、あとそういった企業さんから請け負ってコールセンターをやっている業務と、大きく分けて二通りあると思います。

また、営業系で、外向けに営業していくような——アウトバウンドという言い方をしておりますけれども、こういったアウトバウンドの形式とあとお客様からの問い合わせとかを受けるインバウンド形式と大きく二つあって、最近立地している企業で多くの人を雇うような企業はコールセンターを本来の業としていて、いろいろな企業に営業をかけてコールセンター業務を請け負う企業もあれば、一つの企業の中の内製部門の一つとしてコールセンター部門だけを宮崎に進出させるような企業があって、さまざまな形式がございます。

状況としてはそういったところでございます。

○中野委員 いろんな内容のものがあると思うんですが、要はこういう類いのもものが毎年こんなにふえるものだろうかと思って危惧したところですが、要は企業に計画どおりずっと経営を継続してもらって、計画した雇用が確実にいくようにしてもらえればいいわけですからね。そこをきちんと監視していくようなことをやっていただきたいなと思っております。要望です。

○田口委員 先ほどの4ページで令和元年の当

初予算の施策体系がありまして、大きな柱が4つですけれど、素朴な疑問で、大きな柱なのに、安全・安心な暮らしの確保は該当事業がないということですか。

○内野商工政策課長 この中で安全・安心な暮らしの確保が該当事業なしにはなっておりますけれども、実際のところは少なからず、この1番の未来を担う人財の育成・確保にしても、産業づくりにしても、関係人口の創出にしても、安全・安心な暮らしの確保には結びついていくとは思っております。ただ、この分類分けをしたときに、この新規・改善事業を中心とする主だった事業としては、ここには掲載はしておりませんが、決して安全・安心な暮らしの確保が商工観光労働部の事業と全く無関係ということではございませんので、当然、この暮らしの確保にも注力していきたいと思っております。

済みません、答えになっていないかもしれませんが。

○井手商工観光労働部長 この4つの視点は、平成30年度の予算編成を行うときに、視点を全庁的に整理して決めたものでございます。

安全・安心な暮らしの確保の視点としましては、自然災害の激甚化に備えた防災・減災対策、また公共インフラの適切な整備や維持管理と県民が健康で安心して活躍できる環境づくりに向けて、医療福祉の充実や健康寿命の延伸等に向けた取り組みを推進するというような枠組みになっております。もちろん部の事業を遂行することによって、経済的な安定を確保して、県民の安全・安心な暮らしに寄与するという大きな視点がございまして、そこに考えてもいい事業は、山ほどあるとは思っておりますけれども、余り重ならないように整理するという発想に基

づいて、より関係の深い関係人口の創出、観光交流の拡大でありましたり、さらなる発展に向けた力強い産業づくりのほうに整理をさせていただいていると御理解いただければと思います。

○中野委員 この前新聞に暴露されておりましたが、いろいろ今度の6月議会に肉づけ予算が出ますよね。商工観光労働部にかなり傾斜して肉づけがされて、対前年比85.6%は実質前年比で100%になると記載しているんですが、大体そういう見通しでいいですか。

○内野商工政策課長 今委員の言われた、新聞報道された部分につきまして、議会への説明、提案の前の報道ということでまことに申しわけなくおわびをしたいと思います。肉づけ予算として今度の6月定例県議会に提案すべく、今週末の議会運営委員会で説明予定でございます。報道されたような事業につきましては、検討していることは事実でございます。また、それぞれの事業の詳細については、今後丁寧に説明してまいりたいと思っております。

○日高委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終わります。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時10分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が商工建設常任委員会委員に選任されたところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました日向市選出の日高でございます。

一言御挨拶を申し上げます。

日ごろから県土整備部の皆様には大変お世話になっているところでございます。良質なインフラなくして宮崎の経済成長はないということの一つのテーマとして、そして県民の安全・安心、また生命・財産を守る中でも、国土強靱化また県土の強靱化に取り組んでいかななくてはなりませんし、喫緊の課題では九州中央自動車道、東九州自動車道の高速道路、あとは片側二車線化の問題だとか、いろいろと問題もあります。そういった中で、一番重要なのは国の財源の確保でございます。それを考えますと、皆様方とは運命共同体なのかなというふうに私は思っているところでございます。一体となって県民の要望とかをしっかりと聞いていく。そして、確実にそれを実現をしていく。これは、本当に重要なことでございます。

私ども委員8名でございます。見てもらえればわかりますけれど、もう県土の隅から隅まで熟知した先輩方がいらっしゃいます。私は2期目、坂本副委員長と窪菌委員は1期生でございますけれど、勉強させていただく立場で皆さん方と意見交換しながら、また、この委員会運営を円滑に進めていけるように努力してまいりたいと思います。県土整備部におかれましては、瀬戸長部長を中心に、今後とも、我々とひとつ前向きに、アグレッシブにしっかりと意見交換ができる立場をとっていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、宮崎市選出の坂本副委員長でございます。

次に、向かって左側がえびの市選出の中野委員でございます。

小林市・西諸県郡選出の窪菌委員でございま

す。

都城市選出の山下委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、日南市選出の外山委員でございます。

延岡市選出の田口委員でございます。

宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の石山主任主事でございます。

副書記の鬼川課長補佐でございます。

次に、県土整備部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○瀬戸長県土整備部長 県土整備部長の瀬戸長でございます。よろしくお願いいたします。

私どもが所管しております業務は、安全で安心な生活を確保するため、防災力の強化や減災対策を行うとともに、東九州の新時代を見据えた社会資本の整備を初めとする県勢発展の基盤となる県土づくりを進めていくことであります。

職員一丸となりまして、県土整備行政の推進に取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましては、御指導、御支援のほどよろしくお願いいたします。

説明の前にお礼を申し上げます。

申しわけありませんが、着席をさせていただきます。

まず、昨日、5月26日に開催されました都城志布志道路整備・活用促進大会には、県議会から山下副議長を初め、議員の皆様にご出席いただいたところであり、感謝を申し上げます。

この大会におきまして、宮崎県と鹿児島県の県境区間であります金御岳インターチェンジから末吉インターチェンジまでの5.8キロメートルにつきまして、令和2年度に開通予定であることを公表いたしました。

なお、既に御承知のとおり、昨年度末には、東九州自動車道の油津から南郷間及び奈留から夏井間の新規事業化、また宮崎西インターチェンジから清武インターチェンジ間のうち約3.7キロメートルにつきまして、四車線事業化が決定されました。

さらに、日向市の重要港湾細島港における国際物流ターミナルの16号岸壁につきましても、新規事業化が決定したところでございます。

これまで県内の道路及び港湾の整備促進に御尽力いただきました県議会の皆様に、お礼を申し上げます。

今後とも、県内の高速道路等の一日も早い全線開通や港湾の整備促進に全力で取り組んでまいりますので、引き続き御支援、御協力をお願いいたします。

それでは、委員会資料によりまして、御説明いたします。

最初に幹部職員の紹介をさせていただきます。

お手元にお配りしております委員会資料の1ページをごらんください。

時間の関係もございまして、課長級以上の職員について紹介いたします。

まず、総括次長の重黒木でございます。

道路・河川・港湾担当次長の蓑方でございます。

都市計画・建築担当次長の明利でございます。

高速道対策局長の中尾でございます。

管理課長の斎藤でございます。

用地対策課長の鎌田でございます。

技術企画課長の石井でございます。

工事検査課長の川野でございます。

道路建設課長の矢野でございます。

道路保全課長の森でございます。

次に、2ページをごらんください。

河川課長の高橋でございます。

ダム対策監の井野でございます。

砂防課長の原口でございます。

港湾課長の江藤でございます。

空港・ポートセールス対策監の否笠でございます。

都市計画課長の甲斐でございます。

美しい宮崎づくり推進室長の平部でございます。

建築住宅課長の志賀でございます。

次に、3ページをごらんください。

営繕課長の後藤でございます。

設備室長の日高でございます。

高速道対策局次長の多田でございます。

また、出先機関の幹部職員につきましては、3ページ中段以降をごらんください。

以上で、県土整備部幹部職員の紹介を終わります。

次に、県土整備部の所管業務等につきまして御説明いたします。

まず、組織についてでございますが、委員会資料5ページの県土整備部行政組織表をごらんください。

本庁が1局12課2課内室、出先機関が14事務所の体制で、県土整備行政の推進に取り組んでまいります。

枠で囲んであるところが昨年度からの変更箇所でございます。

営繕課にスポーツ施設担当を、都城土木事務所道路課内に陸上競技場整備担当を設置し、全庁的な連携のもと、市町村・民間団体と一体となって、2026年に開催予定の国民スポーツ大会関連施設の整備に万全の態勢で取り組んでまいります。

その他の変更は、後ほどごらんください。

なお、県土整備部各課・局の分掌事務につきましては、資料の 6 ページから 8 ページにかけて記載しております。こちらにつきましても、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、県土整備部の令和元年度当初予算について御説明いたします。

資料の 9 ページをお開きください。

令和元年度県土整備部当初予算の概要でございます。

今年度の当初予算につきましては、右から 2 列目の太枠で囲んでおります C 欄をごらんください。

一般会計で、下から 5 段目ではありますが、814 億 5,679 万 6,000 円、特別会計で、下から 2 段目ではありますが、17 億 4,644 万 1,000 円、部予算合計では、一番下の段ではありますが、832 億 323 万 7,000 円となっており、この額を昨年度の当初予算と比較しますと、その右の欄ですが、部予算合計で、対前年度比 116.5% となっております。

続きまして、資料の 15 ページをお開きください。

県土整備部の主要施策の概要について、「令和元年度事業を検討するに当たっての視点」に沿って掲載しております。

また、資料の 16 ページ以降に、令和元年度の主な新規・改善事業につきまして、宮崎駅西口駅前広場整備事業などの概要を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

最後に、その他報告事項でございますが、公共工事の円滑な発注及び施工体制の確保について、ほか 1 件について、担当課長から説明させます。

私からは、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○齋藤管理課長 22 ページをお開きください。

公共工事の円滑な発注及び施工体制の確保について御説明いたします。

1 の趣旨であります。国土強靱化対策による公共事業予算の増加に伴い、不調・不落の増加が懸念されますことから、今回、発生抑制対策を講じるものであります。

次に、2 の不調・不落の発生状況でございますが、近年増加傾向にあり、昨年度は公共三部で 201 件、率にして 11.3% の不調・不落が発生しております。

それで、3 の今回実施する特例措置でございますが、右ページの図もあわせて御参照ください。

まず、①の現場代理人であります。

これまで、原則 1 つの工事現場に 1 人の現場代理人が常駐することを義務づけておりましたが、一定の要件を満たした場合には、複数現場の業務を認めるというものであります。

次に、②の施工箇所が点在する工事の積算であります。

これまで、1 キロメートルを超える複数箇所の工事を一緒に発注する際には、箇所ごとにそれぞれの経費を計上し、積算してまいりました。これを、国に準拠して、現場条件によっては 1 キロメートル未満であっても、箇所ごとにそれぞれの経費を計上し、積算できるようにするというものであります。これによりまして、業者の経費が手厚くなるものと思っております。

そして、③の余裕期間制度であります。

現在、工事着手前に建設資材や技術者、労働者の確保等の準備を行う余裕期間を、最大 3 カ月設定できる工事を一部実施しておりますが、これを国に準拠し、4 カ月に拡大するものであります。この期間は、技術者の配置が不要となります。

以上、5 月から当分の間実施してまいります

が、3つの特例によりまして、技術者や作業員の効率的な配置が可能となったり、利益率が低く、手間がかかると敬遠されてきた工事の採算性が向上したり、不調・不落防止に一定の効果が期待できるものと考えております。

今後、建設関係団体と十分な意見交換を行い、地域の実情の把握に努めながら、発注時期の平準化等を含め、不調・不落が発生しないようしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

説明は、以上であります。

○石井技術企画課長 技術企画課でございます。建設工事等の最低制限価格及び低入札価格調査基準の改定について御説明いたします。

資料の24ページをお開きください。

最低制限価格や低入札価格調査基準は、建設工事などの品質確保や予定価格に比較して著しい低価格で受注する、いわゆるダンピング受注を防止するために設けられるものです。

今回の改定は、1の趣旨にありますように、国の改定に伴い、建設工事等の最低制限価格と低入札価格調査基準の上限を改定するものであります。

2の最低制限価格制度と低入札価格調査制度の概要について御説明いたします。

資料、中ほど下の比較図とあわせてごらんください。

比較図左の最低制限価格は、工事の品質確保や契約の内容に適合した履行を確保するために最低限必要な価格のことで、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格の者が落札者となり、最低制限価格を下回る者は失格となります。

この制度は、地方自治法施行令で、WTO対象案件や総合評価落札方式以外の入札で適用することとなっております。

次に、比較図右の低入札価格調査の基準価格は、本県の場合、最低制限価格と同じ金額でございますが、先ほど御説明いたしましたように、最低制限価格制度では最低制限価格を下回る者は失格となりますけれども、低入札価格調査制度では、調査基準価格を下回る入札額であっても、失格基準価格以上の入札額であれば、すぐには失格とはならず、契約の内容に適合した履行がなされるかどうかの調査を実施いたしまして、履行が可能という確認がとれば落札者となり得ます。

低入札価格の調査は、積算内訳書や下請予定業者、手持ちの資材・機械の状況や労務者の確保計画など、12項目について資料を提出していただき、必要に応じ、内容確認のためのヒアリングを行うこととしております。

地方自治法施行令では、WTO対象案件や価格と技術力や地域貢献度など、価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式におきまして、低入札価格調査制度を適用することとなっております。

次に、3の改定の内容についてであります。

国は、昨年度、工事や業務の実態を調べたところ、建設工事や測量業務の一部で調査基準価格が上限に拘束されているということが判明したことから、ことし4月に調査基準の上限を改定したところです。

このような国の改定を踏まえ、本県におきましても、建設工事の最低制限価格及び低入札価格調査基準につきましては、上限を90%から92%に改定、また建設関連業務の最低制限価格につきましては、測量業務の上限を80%から82%に改定、また地質調査業務は、最低制限価格の算定に使用する諸経費の算入率を改定したところであり、4月1日以降に入札公告または指名

通知を行う入札に適用しております。

今回の最低制限価格等の改定により、建設工事などのさらなる品質確保が図られますとともに、建設産業の担い手の育成・確保が図られますよう取り組んでまいります。

技術企画課からの説明は、以上であります。

○日高委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○窪菌委員 今の公共事業の発注の話ですが、積算の適用の拡大なり活用拡大、それから今説明がございました価格基準の改定内容等が示されているわけです。今、市町村でも非常に落札見送りだったり、あるいは落ちなかったりがちょこちょこあるんですけども、これでかなり拡大するような気はするんです。

この拡大については、市町村も適用されるんでしょうか。それと、約1割ちょっとが不成立ということですけども、こういったことが解消されるのかどうか。そのあたりの説明をお願いします。

○斎藤管理課長 この制度につきましては、まだ市町村に対しては、こちらから強制するとかはできませんので、国とか県がこういう動きをしているということで周知しております。あとは、それを踏まえて、各市町村が自分たちの地域の状況に合わせて制度を適用されていくと。

当然、県としてはできるだけ同じような動きをしていただくように話を進めていきたいとは考えております。

○窪菌委員 県、国がそういったものにすると、それに準じて市町村も動くというような流れになると思うんですが。

それと、この入札価格のほうですが、建設工事の92%ということ。それと、建設で82%というように拡大されると。これについてはどうな

んでしょうか。

○石井技術企画課長 県内の市町村の最低制限価格等の上限の引き上げ状況でございますが、県は今年度の4月1日から適用することといたしておりますけれども、市町村のほうは、都城市が同様に平成31年4月1日から引き上げるということで、その1市に現時点ではとどまっているところでございます。

いずれにしても、先ほどの改定等も含めて、市町村に強制することはなかなか難しいところがございますけれども、国の改定があったことや、改正品確法の趣旨も踏まえて、市町村にはいろいろと指導といいますか、お願いしていこうかと思っております。

○窪菌委員 もう一点、これは要望になると思いますが、今非常に人手不足等で、特に現場監督がいないと。今回、距離が1キロ以内とかであれば、2カ所監督できますということだと思いますが、この距離と、金額が3,000万円未満ということですが、これは複数兼ねる場合に3,000万円程度を5,000万円に引き上げるとかそういった計画はないもんですか。

○斎藤管理課長 この金額3,000万なんですけど、今、県の不調・不落の状況として大体3,000万円未満の工事が多くなっているんで、そういったことを見越して、また、国の状況なり九州各県の状況を見ながら、今のところは3,000万円未満としております。

ただ、それを引き上げるかどうかについては、今後の不調・不落の状況をしっかりと見きわめながら判断していかないといけないとは考えております。

済みません、それと先ほどの窪菌委員からのどのくらい落ちるのかという質問について、ちょっと答えを忘れたんですが、今のところ

※11.2%が公共三部の不調・不落の数字なんですけれども、県土整備部におきましては、9.2%という数字になっております。

この3つの特例を生かしてどこまで落ちるかは、なかなか現時点でははっきりいたしません、できるだけその数値を落としていくように頑張ってもらいたいと思っております。

○窪園委員 よろしくお願ひします。

○山下委員 24ページで、最低制限価格を92%に抑えた。過去、建設産業の冷え込みの中で、最低制限価格を上げないといけないよねということを中心に議論してきたと思うんですが、92%に抑えた理由をちょっと教えて。

○石井技術企画課長 まず、その92%ですけれども、本県の最低制限価格、低入札の調査基準価格も同様ですけれども、国のものに準拠しております、今回改定で、国の上限が92%ということで、その中身について国にも確認しましたところ、先ほど言いましたが、昨年度いろいろ工事とかの最低制限価格が実際にどの程度になるかという調査を実施しまして、その中で工事のほうが、発注件数のうち約4割弱がいわゆる上限に拘束される、つまり算定式で純粋に計算すると、当時は90%でしたけれども、上限を超えてしまうような状況が見られた。測量業務についても、その超えている範囲が大体91%前後が多かったらしくて、それを崩落する線上ということで、92%という数値を決めているということで、本県についてもその92%に準拠して、今回、4月1日に改定したところです。

○山下委員 一般競争、総合評価方式に皆さん方が切りかえてきて、国、国と言われるけれど、過去70%台で平気で入札をする時代があったですよ。あのときのダメージはかなりあって。だから、建設産業がどんどん衰退した。田舎の

各市町村においては、建設業者がもう全くいないということも出てくる。やっぱり災害が起きる中では、建設産業をしっかりと育成していかないといけないという議論もかなりしてきたと思うんです。

皆さんが公共単価の積算をして、100%近くでやっていくのは当たり前だろうと思うんですが、やっぱり落としていくことは下にまたひずみが出てくるわけですから。片一方では、若者を地元に着させるために、我々も建設産業とか全ての産業に給与改善をして、やっぱりレベルを上げないと、労務管理をしていかないといけないという話をしているんです。

2%上げたことが、宮崎県のやっぱり人口減少対策とか、若者が企業に入ってきやすい環境づくりに、果たしてマッチするのか、つながるかなど。何で95%ぐらいにできなかったのか。もうちょっと、その説明をしていただきたい。

○石井技術企画課長 当然、建設産業を育成していくためには、適正な利潤を確保すると、特に平成26年に品確法が——改正品確法と呼んでおりますけれども——改正され、特に適正な利潤であるとか適正な予定価格をしっかりとしましょうというのは声高にされておまして、それ以降、国も、県もですけれども、手を打ってきておまして。

ただ、先ほど言いました最低制限価格の上限は、国は、当然法の中で決められておまして、県は地方自治法で縛られています。

例えば、国の上限を超えて価格を設定しているところが、全国に数県あるんですけれども、そういったところは会計検査で、指摘までは現在いいませんが、やはり講評等で国の上限を超えることについては問題があるので

※24ページに訂正発言あり

はないかというような言われ方もしている。

県の都合でやればいいのかという議論も一方ではあろうかと思いますが、我々がやっている事業は大半が補助金、交付金が入っております。当然、それは国からいただいたお金をもって執行しているということもございまして、そこを国が設定している上限を無視してやるというのは、やっぱり執行という面を見たときにどうかなというところもございまして、大半の県は国の上限に従ってといたしますか、準拠して執行しているところがございます。

確かに、できるだけという気持ちはもう当然あるんですけれども、ただ、言いわけになるかもしれないけれども、最低制限価格というのは、そこで応札をとということではなくて、それ以下になってしまうと、いろんなダンピング受注で手抜き工事が発生したりだとか、下請にしわ寄せが出たりとか、そういったことがございますので、そういう防止策として設定しているということで、それ以外に適正な予定価格であったり、余裕期間であるとか、働き方改革であるとか、そういったものに今取り組んでおりますので、そちらと両輪で頑張っていきたいと思っております。

○山下委員 平均落札率は、どれくらいなんです。公共三部、皆さんでわかるのかな。

○石井技術企画課長 公共三部でいろんな入札を執行しますが、なべていうと91%前後だと記憶しております。

○山下委員 わかりました。

○前屋敷委員 もう極めて基本的なことで申しわけないんですけれども。

22ページの説明の中で、現場代理人の常駐義務の緩和ということで、一定の要件を全て満たした場合にというふうな条件もついているんで

すが、現場代理人と言われる方は現場責任者というふうに解釈してもいいんでしょうか。

○斎藤管理課長 結構でございます。

○前屋敷委員 それで、一定の要件を全て満たしたということで、全てというふうにかなり厳格に規定されているんですけど、一定の要件というのは、下に示してあります丸ポツのこれが一定の要件ということになるのか。ほかにもまだあるんですか。

○斎藤管理課長 ほかに、兼務できる工事が、国、市町村も含む。あとは発注者または監督員が求めた場合は工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。兼務する現場代理人は必ず兼務しているいずれかの工事現場に常駐するものとし、他の工事現場についても1日1回以上巡回し、現場管理等に当たること。最後に、現場代理人は受注者と直接的な雇用関係にあること。そういった条件が全て満たされると。

○前屋敷委員 そういった条件を、全てクリアすることが必要だと思いますが、距離が離れたところの現場責任者は、やっぱり働く人たちの安全面も含めて管理・指導をしなければならないという点では、やはり責任が非常に大きなものがあると思うので、その辺のところも含めて、しっかり求めていくことも必要ではないかなと思ったものですから、その辺の安全対策の注意喚起などはどうなんですか。

○斎藤管理課長 これらの条件は、建設産業団体とか、あとは研修等において、個別に企業さん等にどんどん周知してまいります。きちんとこういったことを守っていただければ、そういった条件を満たすということにしておりますので、当然県のほうでも安全に十分気をつけてやってまいりたいと思っております。

○中野委員 関連ですが、さっき県土整備部

は9.2%と言われましたが、件数では何件になるんですか。

○齋藤管理課長 件数では128件になります。

○中野委員 発生率は低いですが、一番多いわけですね。私は、これが本当に発生を抑制する対策になるのかなと懸念するんですが。

こういう対策をすることで、目標を幾らに置かれているのか。

○齋藤管理課長 目標につきましては、先ほどもちょっとお話ししたんですが、なかなか具体的な目標値を示すのがちょっと難しいものですから、当然抑えていくことをやっていきたいなと思っております。それで、状況を見ながら、数字がうまく下がらないというところがあれば、また新たな対策を検討していこうと考えているところでございます。

○中野委員 これで発生を抑制できるのかなと。抑えることが目標と言われましたが、この対策をしなかった場合は、どのくらいになる予定なんですか。

○齋藤管理課長 この対策を打たないとどのくらいふえていくかなんですが、それについても、そのときの工事の状況とか、各建設業者の状況によって大分変るとは思うんですけど。

例年の流れを見ますと、例えば平成28年度では4.5%、29年度では4.9%だった発生率が、昨年度は9.2%と跳ね上がってっております。こういう状況を見ると、何も対策を打たないとかなり跳ね上がるのではないかという懸念がありまして、こういった特例を含めてやっていきたいと思っております。

○中野委員 では、他県は大体どのくらいの発生率ですか。

○齋藤管理課長 他県の状況でございますが、九州管内は大体同じような状況です。鹿児島と

かあと長崎は前年並みぐらいの数字で上がってはいないんですが、ほかのところは、宮崎県と同じような傾向を示しているところでございます。

○中野委員 要は、建設業者も少なくなったし、先ほども山下委員もいろいろ言われましたが、そこで働く人も非常に少なくなっている状況なんです。これをずっと長期にわたって公共事業ができる体制を民間につくらないといけないわけですよ。

物すごく予算がふえたのではなくて、わずかにふえただけですから。国土強靱化で、11%ぐらい。それで、懸念されるから、この対策を打ったということですが。

私は、これで本当に抑制できるのかなという気がします。私も一般質問したことがありますが、さっきの最低価格の問題やら、以前からいろいろ言われているわけですから、もっと基本的なことやら抜本的なことをしてやらないとどうかなという気がしますね。

○齋藤管理課長 中野委員がおっしゃることは、県ももう当然と思っております。

まず今打てる早急な対策ということで、これらの特例をやりましたが、今後県内の進捗状況をしっかり把握しながら、もしこれで本当に足りなければ次の手を打つ、そういったことを建設業団体とまた一緒に意見交換をしながら考えてまいりたいと考えております。

○中野委員 この特例期間は当分の間ですから、当分の間というのは次に改めるまでということだから、翌年の繰り越しを考えれば2年ぐらいかなと思うんです。それで、2年後に見直しをしたって始まりませんから、この期間中において上半期ぐらいで数字を出して、再検討されたらどうかなと思うんですが。うまくいけばいい

んですけれど、いかなかったとき。

○齋藤管理課長 先ほどもちょっとお話ししましたが、当然、まず毎月の進捗管理をしっかりやっていきたいと思っております。そういった数字の状況、また工事の中身をしっかり検討しながら、本当にこれでどうしてもだめだというところが出てくれば、まずは改善するなり、それで足りなければ新たな方策を検討するなり、そういったことを前向きにやっていきたいと思っております。

○中野委員 あと一点、先ほど他県のことを聞きましたが、九州管内のほかの県も、似たような対策を打とうとしているんですか。そういう横の連携とかは何もしていないんですか。宮崎県独自の考えなんですか。

○齋藤管理課長 九州各県、制度自体は全く同じではございません。やっぱり各県、自分たちの状況に合わせてながら制度はやっています。そういったことを、うちは各県と情報交換でいろいろお聞きして、当然、その上に国がまたこういった対策も打たれております。そういったことの中で動いておりますので、大体似たような形では各県やられているところではございます。ただ、中の基準とかがやっぱり違う状況はあります。

○中野委員 要は、簡単に言えば、とにかくもうけ幅です。もうけた分を雇用を確保できるぐらいの賃上げが、給料の引き上げができるような対策をしてくれないとなかなかだと思っております。経営者はそのことで悩んでいるんだから、人を集められない、技術者も一般の職員も、なかなか雇用できていないんだから、その辺のことを考えてほしいなど。

熊本県地震後の農地の云々というのがどこかの新聞に、条件が厳しければ、なかなか落札者

がないということで、非常に困っているというのが載っていました。工事現場はいろいろ厳しいところがあれば、我々はもう全然構わんというような業者も出てきていると思うんです。その辺のことも含めて、よろしく願いしておきます。

○齋藤管理課長 当然、私ども行政が、経営が行き詰まるところがないように本当に気をつけていかなければならないと考えております。そういうことを含めて、しっかり積算等をきちんとしながら、また先ほどもお話にありました最低価格、なるべくそういったところをうまく活用していきながら、本当に業者の方々が経営をやっている、そういった金額で工事を落としていけるような形でやっていきたいなど思っているところでございます。

また、先ほど熊本のこともありましたが、そういったいろいろな状況も含めて、また本県も考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○日高委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤管理課長 済みません、ちょっと1点訂正をいたします。

先ほど、公共三部の不調・不落の発生率を、私は11.2%と間違っていた言いましたが、ここに書いてあるとおり11.3%でございますので、申しわけございません、訂正いたします。

○日高委員長 これはプロセスを踏んで、しっかりとやらしてもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもって県土整備部を終わります。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時57分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

5月21日に行われました委員長会議の内容について、御報告いたします。

委員会配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もありますので、主な事項についてのみ御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

(5)の閉会中の常任委員会についてであります。

定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、また必要がある場合には、適宜、委員会を開催するという内容であります。

次に、2ページをお開きください。

(7)の執行部への資料要求につきましては、委員から請求があった場合、委員長が委員に諮った後、委員長から要求するという内容です。

(8)の常任委員会委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。

本会議で報告する委員長報告について、委員会でのその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと。報告の署名は、委員長のみが行うこととするものであります。

(9)のマスコミ取材についてであります。

取材は、原則として採決等委員協議を含め、記者席で行わせるという内容でありまして、委員会は、採決等も含め、原則公開となっております。

次に、3ページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、ア、県内調

査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

アの県内調査についてであります。4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において県民との意見交換を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情・要望等については、委員会は内部審査機関であり、対外的な権限を持つものではないため、後日回答する旨等の約束はしないということであります。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着はできる限り避けるようお願いいたします。

4点目ではありますが、調査先は、原則として県内の状況把握を目的に選定されるものですが、県内での調査先の選定が困難であり、かつ県政の重要課題に関して特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

4ページをお開きください。

(15)の委員会室におけるパソコン等の使用についてですが、詳細は10ページにありますので、後ほどごらんください。

その他の事項につきましては、目を通していただきたいと思います。

皆さんには、確認事項等に基づき委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項等について何か御意見はありませんか。

○中野委員 1ページの(5)、1回以上開催するものとありますが、1回以上ということは2回、3回もあり得るんだから、なお書きは要らないのではないですか。

○日高委員長 暫時休憩します。

正午休憩

午後0時1分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

(5)の件につきましては、「なお」という文
言がありますが、これが必要か必要ではないか
は、事務局で確認します。これは、全部の委員
会が一緒ですから、ちょっと確認したいと思
います。

ただいまの御意見につきましては、次回の委
員長会議におつなぎいたします。よろしいで
すか。

暫時休憩します。

午後0時2分休憩

午後0時2分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

次に、今年度の委員会調査など、活動計画
案についてはお手元に配付の資料のとおりで
あります。

活動計画案にありますとおり、県内調査を7
月に実施する予定であります。日程の都合も
ありますので、調査先について、あらかじめ
皆さんから御意見を伺いたいと思います。

参考までに、手元に資料として調査の実
施状況と県内調査調査先候補を配付して
おります。

調査先等につきましては、御意見、要
望がありましたら、お出しいただきたいと思
います。

また、県外調査につきましても、御
意見、要望がありましたら、あわせてお
出しいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後0時6分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

県内及び県外調査の日程、調査先等につ
きましては、正副委員長に御一任いた
だくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのよう
にさせていただきます。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上を
もって本日の委員会を終わります。

午後0時6分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 日 高 博 之